



広報

ななみおくに

町の人口

3月末現在

総人口	5,890人
男	2,827人
女	3,063人
世帯数	1,365戸

発行 南小国町役場 TEL 2-1111

印刷 白木印刷(株) TEL 62-1255

No. 114



5月

- ◎ 昭和四十八年度
一般会計予算きまる ③ ②
- ◎ 田ノ原運動公園
開設の構想 ④
- ◎ 寿会十周年
記念祝賀行事行う ⑥
- ◎ 南小国町ソフトボール
協会発足する ⑥
- ◎ 九州青年の船に参加して(2) ⑦
- ◎ 駐在所だより
反則金も値上がり ⑧
- ◎ 反則行為の種別と
反則金額一覧表 ⑧

昭和四十八年度

一般会計予算きまる

一般会計総額四億

四四五八万五千円

三月定例町議会において、昭和四十八年度一般会計予算、国民健康保険特別会計予算、簡易水道特別会計予算、農業共済事業特別会計予算が可決されました。一般会計については、前年度当初予算に比べ、七、二パーセントの伸びがあります。これは非常な緊縮財政とも言えるでしょう。では次の図により予算の状況を見てみましょう。

歳入概要

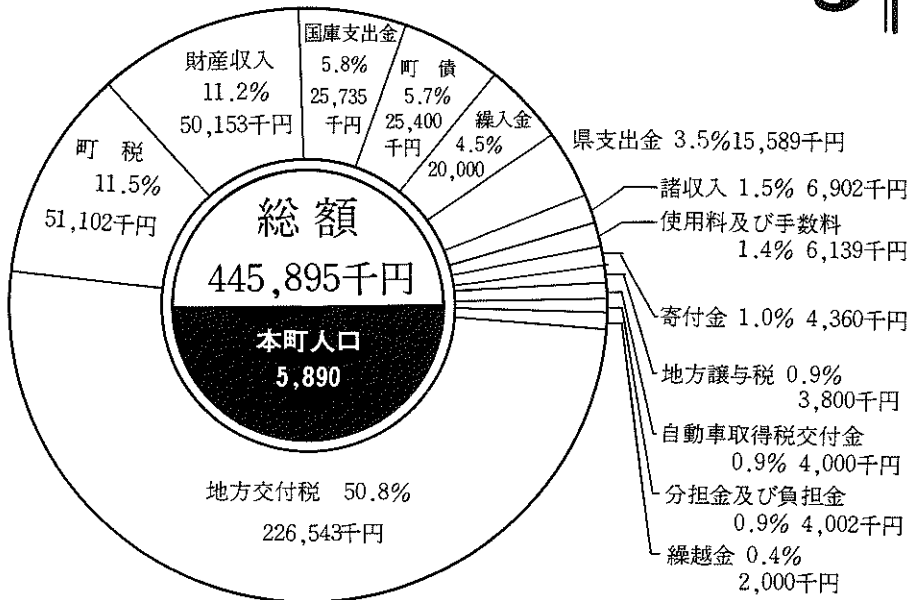
やはり大きい地方交付税の比率（五〇、八％）いっぽう町税（十

一、五％）は伸び悩み、財産収入（十一、二％）の伸び。

町税は才入総額の十一、五％と昨年同様です。地方交付税の占める割合は非常に高く、ともに重要な財源となっております。財産収入は前年度に比べ二、一九二万三千円の伸びを示しているのが目につきます。

国、県支出金のうち老人福祉、児童福祉関係が大きく占めています。これも現政の福祉優先の一環でしょう。町債は町が事業するうえで、国や県または特殊機関より借入れる資金のことで、町の主事業にはこの財源が充当されています。昨年度より一、七五〇万円の減になっております。これは昨年度が例年に比べ事業が多かったためでしょう。

才入



歳 出 概 要

充実する道路整備

才出の中で二十二、五%を占める

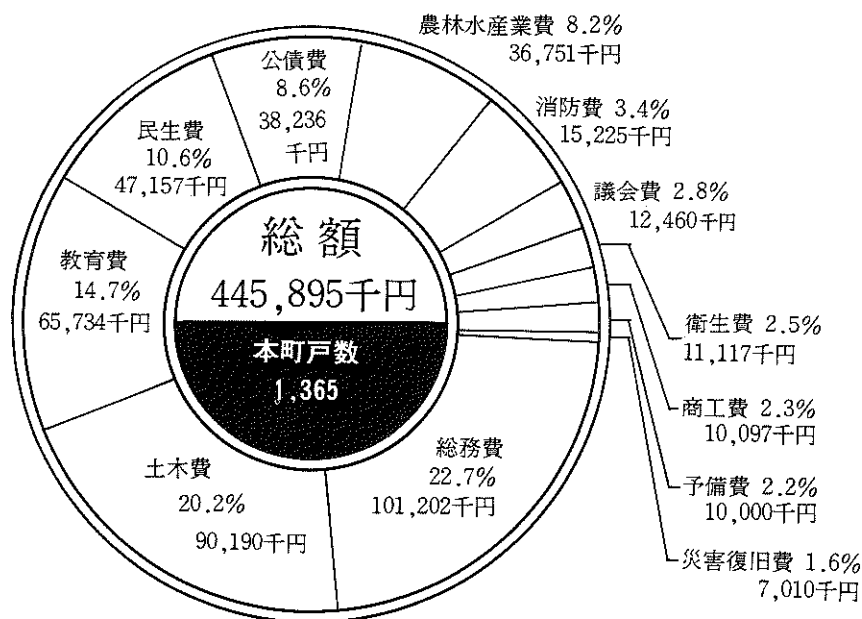
総務費は駐在員や区長の手当、総務費に属する職員の人件費、又総務管理費に占める阿蘇広域圏における事業（阿蘇町に建設される特別養護老人ホーム等）に対する負担金もあります。福祉行政の安定化が進むでしょう。

土木費は特に事業の重点性、事業効果、順位等が大切であり、町村振興計画、過疎振興計画等の長期計画に基づき予算化してあります。教育費これは本町の基盤となるものでもあり毎年大きな割合を占めています。本年は十四、七%と昨年より落ちていますが、これはプール建設（南中）体育館建設（中原小・満願小）の大きな事業があったためです。本年は文部省の教育方針の変更等により教育内容の充実をはかりました。

社会教育面では各種団体の事業助成金、社会体育の充実に力を入れていきます。最後に地方債についてお知らせします。これは先に述べたように本町の主事業財源とし

て充当されています。しかしこれはあくまで借金であり返済しなければなりません。元金二、一四〇万五千円、利子一、六八一万一千円を占めております。

才 出



特 別 会 計

国民健康保険特別会計

予算総額 九、五八六万一千円

簡易水道特別会計

予算総額 九二二万八千円

農業共済事業特別会計

予算総額 二、〇五八万円

終りに

以上で予算の概要説明を終わりますが、その執行にあたっては、あくまでも計画的な健全財政に徹することはもちろん、効率的に各事業を遂行したいと存じますので、ご不満の点もあろうかとは思いますが、ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

南小国町運動公

園の現在と将来

今本町では黒川、小田、田の原の中間に位する通称小葉瀬と呼ばれる原野に第八師団施設部隊の施行による大規模グラウンドの整地

用して青空集会、スポーツ、レクレーション、畜産品評会等産業振興や親睦健康増進、健全娯楽などによって無駄な出費をはぶき山村にうるおいを求め青少年の町外転出おも防止しようと云うことから青年諸君自らの手によって一千坪余りの整地を始めておりましたが

川、田の原両温泉に何れも徒歩七八分。大小自動車も自由に出入することが出来る交通に恵まれ、グラウンドを中心に周囲は数万人を収容することの出来る全く自然のスタンドを形成しており、一度この地に足を運んだ人は異口同音にこのすばらしい自然と地の理を

田ノ原 運動公園

開設と構想

工事が進められています。では何故この地区にこのような施設をすることにいったのか又将来どのようにに利用しようとするのかなどその概略を述べて皆様の御理解と一段の御協力、御利用をお願いする次第であります。この地には最初地元の青年諸君が休日や余暇を利

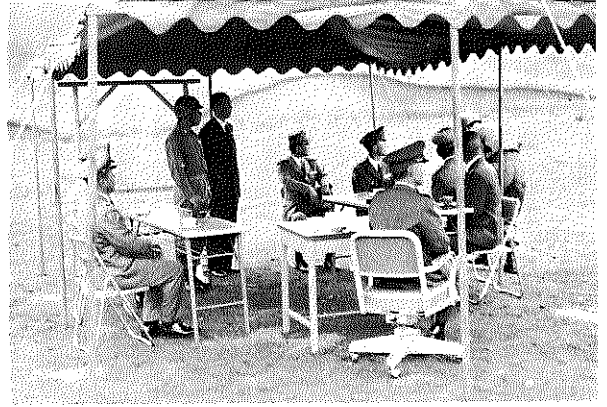
このような使用目的を達成するには尚力及ばざるものがあり、町の助成を求められたわけであり、この地を見られた方にはよくお判りのこと、思いますが、なだらかな傾斜の原野であつて中央小高いところに立てば久住連山や阿蘇山小国杉の美林を一望に収め然も黒

称賛しております。ことように優れた条件と地元青年諸君の熱意と協力を基として町においても大いにこの地を活用することが地元は勿論、広く町内外現代社会の要請に応えると共に過疎克服青少年育成町民健全娯楽産業観光等に裨益するところ真に大なるものがある

と確信し整備に力を入れることとなつたものであります。ここでこれ迄の整備の経過を辿つて見ますと先づ第一着手として、この地区は黒川、田の原両国民保養温泉指定地域となつておりますので、保養温泉園地としての国県の補助を受け遊歩道、ツツジ、桜等の植樹

グラウンド整備、便所等の施設を行い、ついでキャンプ場を開き、町費を以てバンガロー、管理事務所、キャンプ要具、飲料水施設等を整備して参りましたが、キャンプ利用者も開所尚日浅いにも不拘早くも五千人を突破し年毎に大きく増加の傾向を示しております。斯くして今般第八師団の好意により同施設部隊の施行によるグラウンド大拡張工事となり、今大型ブルドーザー六台が唸りを立てて作動しており自衛隊に感謝しながら完了を待っているところであります。





一昨年小国地区において郡体育大会が催されましたが種目のうち野球だけは阿蘇町を借りる外なかなことから折角の本町グラウンド拡張に当り如何なる種目もおも消化出来るものとするのが望ましくこれは只運動競技のみではなく農業観光社会体育その他各種大集会の場ともなり得ることが本町発展のため最も望ましく考えられた結果中央帯状の水田おも買取して大整地を行っているのでありまして将来一万坪を目標とし周辺には更

に桜その他の植樹を行い日陰と美観を添え養魚プール、ナイター、五百人以上を収容し得る大集会所避難所まで併設し昼夜を分たぬ大名所の出現を予想しております。尚黒川、白川、小田、田の原の中間地帯は打手ヶ原古跡やその昔肥後藩参勤交代道路として美しい松や杉林をまじえてその展望と地形景観はすばらしく保養温泉園地として自然公園として真にふさわしいものがありますので、これから地元の方の協力を得て着々環境整備を進めて参りたいものと思っております。時あたかも本町は第二次山村振興、自然休養村等の指定を受けること、なっております。国県の高率補助も見込まれておりますのでその対象事業として開発が期待されるわけでありまして。又行く行くはヘリコプター発着地小萩山頂へのリフト設備など同地区一帯にかける夢は尽きません。これらの社会人にとってはゼイを盡したホテルや食物でもなく巨額の費用をかけた人工的娯楽施設でもありません健康的な大自然こそが最も要求される課題であらうし山菜を食して美しい水と空気を自然の景観の中に健康を保つことこそ人生最上の幸福と云え

るのではないのでしょうか。今でこそ本町も過疎現象や農業問題など悩みも深く感ぜられますが、やがて東に瀬の本、西に斧岳方面の玄関からのぞかれる本町の自然が大きく生きる日のあることを確信し町民の皆様と協力、一致真に豊かな環境作りが出来たことを念願するものであり、それは決して大きい町費の投入のみによることなく自然保護を基本とし最少限の費用を以て年々忍耐強く推進に努めることであります。このような環境

整備と共に温かい人情味あふれる本町地域社会を築くために皆様今後一段の御協力を切に願ひしてこの稿を終ります。

町長 荒井 寿章



バッジ記事 ができました

清らかな流れと、すくすくとのびるホコ杉をあらわした町章は、皆様方にご好評をいただきましたが、今回、この町章をバッジに作成しました。

肥後象がん(黒地)に金色の町章を浮かあがらしたもので、直径十三ミリ、ちよつとスマートです。作成費四百七十円を町民に限り原則として一世帯一個二百五十円でお分けします。

ご希望の方は総務課でお求め下さい。

なお、数量に限りがありますのであらかじめ申し添えます。

寿会十周年 記念祝賀行事行う

昭和三十九年十月、志津部落に老人クラブ「寿会」が誕生してから本年は十周年に該当するので、四月八日（日曜）を以て記念祝賀行事が開催されました。

記念行事である、レクレーションスポーツ祭の会場に当てられた満願寺小学校の庭は、折しも桜花の満開で、飾りつけられた三角旗が好天気の下、心地良い春風にゆれて、祝賀気分をそり立てるかのようです。

この日は午前九時から「老人憩の家」で南小国町内老人クラブ会長の聯合会が開催されていましたが、閉会と共に全員の方が来賓として校庭へ参観に出席されました。スポーツ祭は午前十時半に開会本年八十八才の米寿を迎えた田北会長の挨拶と荒井町長の祝辞について、高村社会教育主事の指導による競技前の軽いウォーミングアップを行ってから競技を開始しました。

第一種目 ポーリング
男女混成の会員を四組に分けて

一人一回限り転がす球が、五箇のポーリングを倒す数によって点数制にして、総合点数の多い組から等級順位を決めることとなります。良くの中する人、外れて思わぬ方向へ球が転がるなど娯楽興味はつきません。

第二種目 輪入れ
この種目から、参観中の来賓もじつとしておれないで飛入り加入したので、競技は引立って賑かなものになりました。

第一種目全様四組で一人が五つの輪入れをするのに二つ入れるのは上成績で全く入らない人が多く組の等級を定めるのに総合点で全点決勝を二回行って勝負がつかず結局、ジャンケンで順位をつけたユーモラスな場面がありました。

第三種目 新婚旅行
スタートした男の会員が途中の籤を拾い、並んでいる女会員の数と全数があれば一語に決勝点へ、アベックで競争する楽しい姿は、若かりし往年を偲ぶなつかしの風景を再現したものとして観衆のか

つきを浴びました。

第四種目 紅白球入れ

紅白に分けて行うこの団体種目は、小学一、二年生が運動会で行うのと変りはないが、亀の甲より年の功で、さすが老練の賜と云えようか、試合後観から出して数える球は思いの外多くありました。

以上の種目が終つてスポーツ祭を閉会して「老人憩の家」で来賓の方と一語に中食を共にしました。午後一時に総会が開られて、

県の荒井福祉課長、小国町老人クラブ北里会長をはじめ多数来賓出席の下に、田北会長から「寿会」発足以来十年の歩みの中で

1、申合せ事項

2、決議事項
について説明しながら反省会を行いました。

特に重要な事項として取り上げているのは年度始めに町政座談会を開催することでありました。町の政治から迅速になりがちな老人として、町政座談会によって、当局者の説明を充分納得出来るようにすることは大切なことであります。総会が終つて午後二時半から、祝賀会に移つて、のど自慢、隠し芸、団体踊りが次々に披露されて老いて益々盛んな風気が表現され

て賑かな時間を過ごして散会しました。

会員 後藤

南小国町ソフトボール協会発足する

この度、ソフトボールの普及発展及び大会の運営を行うためソフトボール協会が設立されましたのでお知らせします。

南小国町ソフトボール協会の規約

第一章 総則（名称及び事務所）
第一条 本会は南小国町ソフトボール協会と称する。

第二章 目的及び事業
第一条 本会の事務所は南小国町大字赤馬場会長宅に置く。

（目的）
第二条 本会は町民全体の健康と親睦融和を図り研修に励み南小国町内におけるソフトボールの普及振興を図る事を目的とする。

（事業）
第四条 本会は、前条の目的を達するため次の事業を行う。
一、南小国町ソフトボール大会
二、公式ソフトボール競技規則の普及指導
三、各種審判員認定講習会の開催及び要請

技術向上に関する研究指導
五、その他本会に於て必要と認めた事項

第三章 協会の組織
（組織）
第五条 本会は、南小国町在住町民をもつて組織する。

第六条 本会は次の役員及び委員をおく
役員 会長一名 副会長一名
審判長一名 副審判長一名
監事二名 委員二十九名

第七條 会長は、南小国町大育協会ソフトボール部長がその任にあたる。役員は会員の中から会長が委嘱する。会計は、経理事務の任に当る。監事は、監査の任に当る。

第八條 役員の任期は、一年とする。但し再任を妨げない。

第九條 役員会及委員会は、毎年一回年度初めより二月以内に会長が招集するものとす。尚会長が必要と認めた時は臨時に、役員会及委員会を招集する事が出来る。

第十條 協会の会議及び運営

（会議）
第十條 本会の会議は会長がこれを招集する。

第十一條 すべての会議は、当該役員及び委員の二分の一以上出席しなければ開催する事ができない。会議に出席出来ない役員及び委員は書面をもって出席に代える事ができる。

第十二條 会議で議事の決定は出席者の過半数の同意を得ること。

（運営）
第十三條 本会の運営は役員会があたる尚競技会の運営については、役員会及び委員がこれにあたる。会長は本会を代表して会務を統轄する。副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。会計は経理事務にあたる。

第五章 会計
（会計）
第十四條 本会の経費は次に掲げるもので支弁する。
イ、参加料
ロ、補助金及び寄附
ハ、その他の収入金

第十五條 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終り次期役員及委員会において会計報告をするものとす。

附 則
この規約の条項は出席役員及び委員の過半数の同意をえて変更することが出来る。この規約の施行は、昭和四十八年五月一日よりとする。

九州青年の船に 参加して (2)



二月二日

早朝マニラ港入港

昨年十一月マルコス大統領夫人が銃でねらわれて以来、戒厳令は発令し続けており、夜十二時から翌朝五時迄外出禁止と云う治安上不安定な中での訪問であり、それに、第二次大戦で日本軍と大激戦が交された地でもあり、国民が、私達日本人をどの様な形で受け入れてくれるだろうかという不安な気持ちで上陸したのでした。

そんな気持ちを吹き飛ばすかの様に私達は準国賓扱いで、国家警察軍がバスの前後に付き守ってくれたのでした。そして、バスを運らねて行く道ぞいのいたる所で、市民から暖かい笑顔の中からのピースサインを受け快い気持ちになったのでした。

この日は、ルネタ公園でマニラ市長の歓迎の式を受け、リサールの像に献花をし、二コースに分かれてのバス教室でした。タガイタイ公園、稲作研究所、モンテルパ農業大学等であった。

モンテルパでは、丘の上の片隅に、大戦中亡くなられた、日本軍の四十七万もの霊を祭つてある慰霊碑に献花をし、線香を上げ手を合わせた時団員の中のあちこち

から、なみだを流す者さえいました。「祖国永遠なれ」と遠いこの地で我々と同じ年位であったろう兵士たちが若い命を散らした先輩の汗と血がしみ込むこの国で、今、私達は親善という形で平和の中で来ているのだ、と思うと戦争を全く知らない私達であり、ナンセンスと思われるかも知れないが、この時ばかりは平和の尊さというものを身にしみて感じ、複雑な気持ちでした。

その夜、現地青年との交換パーティーが催された。両国の民族芸能、歌、踊りが紹介され、プレゼント交換等も行なわれ、異国とは信じ難い錯覚さえ覚えました。私



も日本から持つて行った「ゆかた」をプレゼントし、大変喜ばれ「両国親善のかけ橋の一端の役をしたんだ」などと思いついたものでした。片言の英語で汗をふきふき後はゼスチャー等でカバーをし、意志が通じ合えた時は胸をなでおろしたものでした。

二日目

フォート、サンチャヤゴ（大戦中日本軍憲兵隊本部の跡）セントオガスチン教会、米軍墓地等を見学し、サント・トマス大学では学生達との交換会がもたれ、楽しい一日でした。

この日私達とは別コースの人達の報告によりますと、ある視察地で老人の一人から石を投げつけられる場面もあったとのこと、戦後、二十数年を経過した今日でも、老人達のむねの内には、戦争の傷あとを忘れることができない、傷ましい一面を見かけることができたそうです。

三日目

ナヨンフィリピン、ルネタ公園でのんびり一日を過ぎ夕刻、マニラ港を出発、三日間の滞在期間ではあったが、こゝに新たな友情が芽ばえたのか現地の青年、学生達が多数見送りに来てくれ、去りが

たい気持ちでマニラ港に別れを告げパターン半島を回り、一路沖縄へと向うのでした。そして船上ではこの静かな海上で若く散った日本兵の四十七万の御霊を慰さめるための慰霊祭が行なわれ、コバルトブルーの海上を我々平和隊員を乗せたにっぽん丸は一路自国沖縄へと走り続けた。

沖縄での研修は、ひめゆりの塔健児の塔又各県の祝碑、海軍ゴウに手を合せた。ナハ空港等を見学した時又しても戦争の復興後を見せつけられ、胸をかきえぐるような気持ちでいっぱいでした。

現在日本と云う自分達の国を外れより眺め理解し得たことは、同一民族であり、統一国語とそれに国境がないという、何物にもけがされない、日本の美しさ、すばらしさ、平和の尊さと言ふものが、今ひしひしと感じてくるのです。細島に十日に上陸し行動を共にした同班の十二名と別れを告げる時、今後も続くであろう「九州は一つ」という、深い友情のきずなは大切なものです。

最後に今後第二回、第三回と続くであろう、この事業に青年諸氏が一人でも多く経験されんことを切に希望するものです。

(單位 千円)

車輦等の種類 適用法条および 反則金額 (点数)			適用 法条	大 型 車	普 通 車	二 輪 車	原 付 車	点 数
反則行為の種類								
⑦ この枠内の違反者について過去一年以内に行政処分の前歴があれば反則切符では処理出来ない。	○速度超過	20以上25未満	22・Ⅰ	15	10	8	7	2
		15以上20未満	22・Ⅱ	10	8	6	5	1
		15未満		8	6	5	4	1
	○しや断踏切立入り	33・Ⅱ	10	8	6	5	2	
	○積載物重量制限超過	10割以上	57・Ⅰ	10	8	6	5	2
		5割以上10割未満		8	6	5	4	2
		5割未満		6	5	4	3	1
	○信号無視	赤色等、減点	7	8	6	5	4	2
				6	5	4	3	2
	○整備不良	制動装置等	62	8	6	5	4	2
		尾灯等		6	5	4	3	1
	○通行区分違反	17・ⅠⅡⅢⅣ 17の2・Ⅰ	8	6	5	4	2	
	○追越し違反	28・ⅠⅡⅢⅣ 29、30					2	
	○踏切不停止等	33・Ⅰ					2	
	○交差点安全進行義務違反	36・Ⅳ					2	
	○横断歩行者妨害等	38・ⅠⅡⅢ 38の2					2	
	○安全運転義務違反	70					2	
	○本線車道横断禁止	75の5	8	6	5		2	
	○通行禁止違反	8・Ⅰ	6	5	4	3	2	
	○歩行者用道路徐行違反	9					2	
○歩行者側方安全間隔不保持等	18・Ⅱ	2						
○急ブレーキ禁止違反	24	2						
○法定横断等禁止違反	25の2・Ⅰ	2						
○路面電車後方不停止	31	2						
○優先道路通行車妨害等	36・ⅡⅢ	2						
○徐行場所違反	42	2						
○指定場所一時不停止等	43	2						
○積載物大きさ制限超過	57・Ⅰ	1						
○積載方法制限超過	57・Ⅰ	1						
○幼児等通行妨害	71・(2) 71・(2の2)					2		
○安全地帯徐行違反	71・(3)					2		
○免許条件違反	91 101・Ⅱ 101の2・Ⅲ 102・Ⅲ 107の4・Ⅲ					2		

備考 点数制度

酒酔い運転	12	酒気帯び無免許運転など	9
無免許、大型無資格運転	8	速度超過（25km以上）	6
酒気帯び○印違反	7	酒気帯び、過労運転など	
警察官現場指示、通禁制限違反	1	2（酒気帯び 7）	
高速道路路側置命令違反			

諸物価の値上りと共に交通違反

者が納める反則金も三月末日から

願ひ致します。

駐在所だより
反則金も値上がり

比べると「二割五分」程度値上りし、四月一日より実施されております。

左の表は交通違反の種類ごとの金額と点数ですからお知らせすると同時に交通違反をしない様にお

